

船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

船体検査に関する事項

改正理由

IACS において、船体検査に関する要件を規定する IACS 統一規則 Z7 の一部改正が採択された。同改正では、検査を行う際に検査員が必要と認める場合に除去すべき対象物が明確化されるとともに、冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉の内部検査の対象範囲についても明確化された。

今般、IACS 統一規則 Z7(Rev.17)に基づき、関連規定を改める。併せて規則の適用がより明確となるよう表現の一部を改めた。

改正内容

- (1) 検査を行う際に、検査員が必要と認める場合に除去すべき対象物として、囲壁、天井張り又は内張り、防熱材を明記した。
- (2) 定期検査における冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉の内部検査の対象範囲を明記した。
- (3) 規則の適用がより明確となるよう表現の一部を改めた。